

# 総合特区支援利子補給金制度の概要



# “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組とは

【背景】 ○東日本大震災 ○新東名高速道路等の高規格幹線道路網の整備 ○コロナ禍による社会変革 ○地球規模の環境危機 等  
⇒「防災・減災と地域成長」、「多彩なライフスタイルの実現」、「環境と社会経済の両立」を目指す

## <目指す姿>

安全・安心で魅力ある県土の実現  
～SDGsのフロントランナー～

## <基本戦略>

- 1 沿岸・都市部のリノベーション【再生】
- 2 内陸・高台部のイノベーション【革新】
- 3 対流型都市圏から「地域循環共生圏」への発展的展開
- 4 多彩なライフスタイルの実現  
～コロナ禍で変化するライフスタイル～



「未来創造『新・ものづくり』特区」  
新・産業集積促進区域（浜松市）



磐田市下野部地区  
産業集積区域（磐田市）

三遠南信自動車道  
浜松市～長野県飯田市

新東名高速道路  
東名高速道路

富士山静岡空港

東海道新幹線

中部横断自動車道  
静岡市～長野県佐久市

田子の浦港  
清水港

伊豆縦貫自動車道  
沼津市～下田市

御前崎港

駿河湾港

※破線部は今後開通



富士山東麓エコガーデンシティ 地域循環共生圏  
(御殿場市、裾野市、小山町)



清水港新興津地区  
物流拠点整備推進区域（静岡市）



長泉沼津IC周辺  
物流関連産業等集積区域（長泉町）

## 取組の推進方法

- ・国の総合特区制度の活用（「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」2013年指定）
- ・県独自の「ふじのくにフロンティア推進区域・エリア・地域循環共生圏」の認定、推進

# 【地域活性化総合特区】ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区とは

## 【目標】

新東名高速道路等を活用した内陸部での先進地域構築と沿岸都市部の防災・減災対応、及び両地域間の均衡ある発展等を図る“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を推進し、巨大地震や深刻化する環境危機等に備えた持続可能な地域づくりの先導的なモデルを創出する。また、それぞれの政策課題に対する解決策・事業を推進することにより、SDGsのフロントランナーを目指す。

## 【取組概要】

- ・津波浸水想定区域に立地する企業の域内移転と跡地利用を含む既存施設・土地の利活用を促進し、沿岸域における減災と産業転換を両立した新しい地域の再生モデルを創出 **【沿岸・都市部のリノベーション】**
- ・地域資源と高規格幹線道路の機能を最大限活用し、沿岸域の企業や住民の受け皿ともなる災害に強く個性と魅力を備えた地域づくりモデルを創出 **【内陸・高台部のイノベーション】**
- ・内陸部と沿岸部を結ぶ交通ネットワークの整備、高度情報通信基盤の整備により、全国に誇る有事に強い物流ネットワークの構築を目指す **【多層的な地域連携軸の形成】**
- ・地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間で資源を補完し支え合うことにより、持続可能な地域づくりの先導的モデルを創出 **【地域循環共生圏の形成】**

### 沿岸・都市部の リノベーション



東名吉田IC周辺における物資供給拠点となる商業施設と防災公園（平成28年4月開業、同年10月供用開始：吉田町）

### 内陸・高台部の イノベーション



「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用6次産業化推進事業（平成31年4月完成：函南町）

### 多層的な地域連携軸 の形成



東西軸、南北軸を形成する高規格幹線道路の着実な整備（伊豆縦貫自動車道の整備）

### 地域循環共生圏 の形成



環境重視型工業団地の整備（御殿場市、裾野市、小山町）

# 総合特区制度における国の支援措置



## ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区

### 金融支援

(総合特区支援利子補給金)

特区計画の推進に資する事業を実施する事業者が、資金調達をする場合に、国が利子補給金を支給

- 令和4年度まで物流施設や工場、研究所など60件以上の実績あり。
- 現在22金融機関が指定金融機関として本制度を活用。

↓  
本資料で詳細を説明

### 規制の特例措置

特区の推進のために必要な規制緩和や制度の拡充等に対する特例措置の要望

- 木質バイオマスの燃料となる剪定枝等と焼却灰の取扱いについて、必ずしも廃棄物として取り扱う必要がないことが明らかになった。
- 6次産業化施設の設置に関して、農用地区域から除外せずとも6次産業化法の支援措置の対象になることが確認された。 等

### 財政支援

特区内の国庫補助事業に対する各省庁の確実な予算措置の要望

- 社会資本整備総合交付金  
(国土交通省)
- 農村漁村地域整備交付金  
(農林水産省)  
等

# 「総合特区支援利子補給金」制度とは

## 総合特区支援利子補給金の概要

事業者が、指定金融機関から融資を受けて対象事業を行う場合、**最大0.7%**の利子補給を**最長5年間**受けることができる。

## 総合特区支援利子補給金の対象

対象事業	「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」に位置づけられた事業に必要な資金が対象 ※事業種別により区域要件あり(物流施設の立地は県内全域が対象)
対象要件	“ふじのくに”のフロンティア地域協議会の構成員であり、国(内閣府)から指定を受けた金融機関(指定金融機関)からの借り入れ
対象経費	土地の購入費、造成費、施設等の建設費、機械設備の整備等に係る費用 ※ただし、土地の購入、造成のみは不可
対象となる金融機関	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、しづおか焼津信用金庫、静清信用金庫、浜松磐田信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫、商工組合中央金庫、静岡県信用農業協同組合連合会、富士伊豆農業協同組合、大井川農業協同組合、遠州中央農業協同組合、日本政策投資銀行
注意事項	融資契約締結前までに内閣府からの推薦通知書を取得 ※推薦通知書取得前の事業開始(建設工事の開始・機械装置の据付)は原則不可 融資期間は原則5年以上、地方公共団体の利子補給・補助制度は併用可能

集中受付時期：2月・4月・7月・10月・12月(原則事業開始の2ヶ月前に申請)

## 《利子補給金対象事業（特定地域活性化事業）》

### 沿岸・都市部のリノベーションモデル事業

津波浸水想定区域に立地する企業の域内移転、跡地利用、既存施設及び遊休地の利活用等を促進し、沿岸域における減災と産業転換を両立した新しい地域再生モデルを創出

### 内陸・高台部のイノベーションモデル事業

地域資源と高規格幹線道路の機能を最大限活用し、有事と平時の機能を高次元で確保した、企業や住民の受け皿となる災害に強く魅力ある地域づくりモデルを創出

### 多層的な地域連携軸の形成モデル事業

陸・海・空の交通ネットワークを最大限活用し、広域物流拠点となる物流関連企業の新規立地や設備投資を促進し、有事においても大きな機能を発揮する物流ネットワークを構築

### 地域循環共生圏の形成モデル事業

地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間で資源を補完し支え合うことにより、持続可能な地域づくりの先導的モデルを構築

上記のいずれかに合致する事業であって、  
数値目標に寄与するものが利子補給の対象となる。

# 利子補給対象事業の詳細と対象地域

## 沿岸・都市部のリノベーションモデル

吉田町	物資供給拠点確保事業 企業活動維持支援事業
静岡市	大谷・小鹿地区における新たな産業・交流機能創出事業
袋井市	静岡モデル防潮堤整備と連動した次世代産業拠点創出事業
湖西市	浜名湖西岸地区産業集積推進事業
沿岸21市町 (※)	防災・減災に資する既存施設・土地利活用促進事業

※下記の沿岸に位置する21市町のうち、概ね東名高速道路以南、又は東海道本線・新幹線以南。伊豆半島地域にあっては想定津波浸水域周辺等の沿岸部。

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、伊豆市、静岡市、焼津市、牧之原市、吉田町、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市

## 多層的な地域連携軸の形成モデル

県下全域	物流拠点創出事業
------	----------

## 地域循環共生圏の形成モデル事業

御殿場市 裾野市 小山町	富士山東麓エコガーデンシティ地域 循環共生圏
--------------------	---------------------------

## 内陸・高台部のイノベーションモデル

三島市 函南町 長泉町	三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業 三島玉沢インターチェンジ周辺医療・健康関連産業等集積事業 ゆとりある田園居住区整備促進事業 「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用6次産業化推進事業 新東名高速道路長泉沼津IC周辺物流関連産業等集積事業
	小山町
	小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業 木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業 足柄サービスエリア周辺を広域都市交流拠点とした土地利用事業
	静岡市
	次世代市民農園開設事業 再生可能エネルギー利活用促進事業 地域資源活用による都市山村交流事業
島田市	新東名島田金谷IC周辺都市的土地利用推進事業
藤枝市	食と農のアンテナエリア形成事業 生産型市民農園開設事業 高度な情報システムを駆使した物流産業の立地促進事業
	袋井市
	三大都市圏域「食と農」産業（研究所・工場・物流）集積促進事業 東名袋井IC周辺産業集積拠点創出事業
森町	遠州森町PA周辺有効活用推進事業 森掛川IC周辺次世代産業集積事業 内陸部への移転企業の受け皿確保事業
	御殿場市
	「エコガーデンシティ」産業立地促進事業
浜松市	「第三都田地区」新・産業集積事業

上記事業のうちいずれかに該当する必要があります。  
(各事業の詳細についてはお問合せください)

# 利子補給金制度の対象事業項目

対象事業項目	利子補給対象事業			
	沿岸・都市部	内陸・高台部	地域連携軸	地域循環共生圏
1号 農林漁業及び関連する産業の体质の強化又は再生を図る事業	○	○	—	○
2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業	○	○	—	—
3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	○	○	—	○
4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの	○	○	○	○
5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	○	○	○	—
7号 地域における公共交通機関の整備等に関する事業	—	—	—	○
9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業	○	○	○	○
10号 地域住民の健康の保持増進に資する事業	—	○	—	—

※総合特別区域法施行規則第6条より

# 総合特区計画の数値目標

**利子補給金制度を活用するためには総合特区の目標達成に寄与することが必要**

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区の数値目標(抜粋)

数値目標	内 容
津波避難施設による要避難者カバー率	津波避難施設等の確保により津波からの住民の避難が困難な地域が解消された割合
企業立地件数	工場、流通加工用設備を伴う物流施設、太陽光発電施設、植物工場等を建設する目的で1,000m <sup>2</sup> 以上の用地を取得した企業等の立地件数
先端産業創出プロジェクト等による事業化件数	医療・福祉や光・電子技術、次世代自動車等の先端産業分野における県の9つのプロジェクトのいずれかの支援を受け事業化した件数
農林水産物の付加価値向上に向けた取組件数	6次産業化サポートセンターの重点支援件数、六次産業化・地産地消法に基づく事業認定・承認数、農商工等連携促進法に基づく計画認定数、経営革新計画(農林水産物関係)認定数、ローカルフードプロジェクト支援件数、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト製品化数
移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数	県の移住相談センターや市町の移住相談窓口、静岡U・Iターン就職サポートセンターを利用した県外からの移住者数
再生可能エネルギー導入量	太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、温泉熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用の原油換算の合計値
県内の温室効果ガス排出量削減率	2013年度と比較した県内の温室効果ガス排出量の削減率
国及び県の助成制度を利用して建設された物流施設	国の総合特区利子補給金制度や県の企業立地補助金等を活用して立地した物流施設

# 利子補給金制度 対象事業チェック項目

項目	内容
特定地域活性化事業への合致 (事業地、事業内容) →P7	①沿岸・都市部のリノベーションモデル事業 (静岡市、袋井市、湖西市、吉田町、沿岸21市町) ②内陸・高台部のイノベーションモデル事業 (三島市、函南町、長泉町、小山町、静岡市、島田市、藤枝市、袋井市、森町) ③多層的な地域連携の形成モデル事業 (県内全域) ④地域循環共生圏の形成モデル事業 (御殿場市、裾野市、小山町)
利子補給金制度の対象事業項目 →P8	利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目 第1～10号のいずれか (事業により変動)
県の総合特区計画の目標達成への貢献 →P9	下記項目のいずれかに貢献すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくに森の防潮堤づくりの整備延長</li> <li>・津波避難施設による要避難者カバー率</li> <li>・企業立地件数</li> <li>・先端産業創出プロジェクト等による事業化件数</li> <li>・農林水産物の付加価値向上に向けた取組件数</li> <li>・豊かな暮らし空間創世住宅地区画数</li> <li>・移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数</li> <li>・再生可能エネルギー導入量</li> <li>・県内の温室効果ガス排出量削減率</li> <li>・高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率</li> <li>・国及び県の助成制度を利用して建設された物流施設</li> </ul>
利子補給金制度の対象経費への該当 →P5	土地の購入費、造成費、施設等の建設費、機械設備の整備等にかかる費用※土地の購入、造成のみは不可
融資期間 →P5	融資実行日から5年以上
国による他の利子補給制度との併用	併用していない

## 利子補給金制度の活用事例（S信用金庫）

項目	整備内容
会社名	(株) Y冷凍
本社	藤枝市
業種	倉庫業
整備事業	物流拠点集約を目的とした物流倉庫の新設 (倉庫建設、機械設備の導入)
整備場所	島田市（東名高速道路吉田IC付近）
融資期間	20年
事業規模	約7億円
整備内容	自社倉庫が複数箇所立地する東名高速道路吉田IC付近に物流倉庫を設置することで、荷役の横持ち時間の削減を図ると共に、物流の6要素を満たすことで更なる物流の円滑化の実現を図る。 また、有事には物資供給拠点として機能するよう、島田市と防災協定を締結予定。 県補助金は活用するが、国の利子補給金制度は活用しない。

1. 特定地域活性化事業(利子補給金対象事業)に該当するか

⇒「多層的な地域連携軸の形成」事業に該当 **OK**

2. 利子補給金制度の対象地域か

⇒「多層的な地域連携軸の形成」事業は県下全域が対象 **OK**

3. 国の利子補給金制度の対象事業項目か

⇒E：貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業に該当 **OK**

4. 県の総合特区計画の目標達成に資する取組か

⇒国及び県の助成制度を利用して建設された物流施設に該当 **OK**

## 利子補給金制度の活用事例（申請時の県チェックフロー）

5. 総合特区支援利子補給金の対象経費に該当するか

⇒施設等の建設費、機械設備の整備に係る費用のため該当 **OK**

6. 融資期間が融資実行日から5年以上か

⇒融資期間が20年のため該当 **OK**

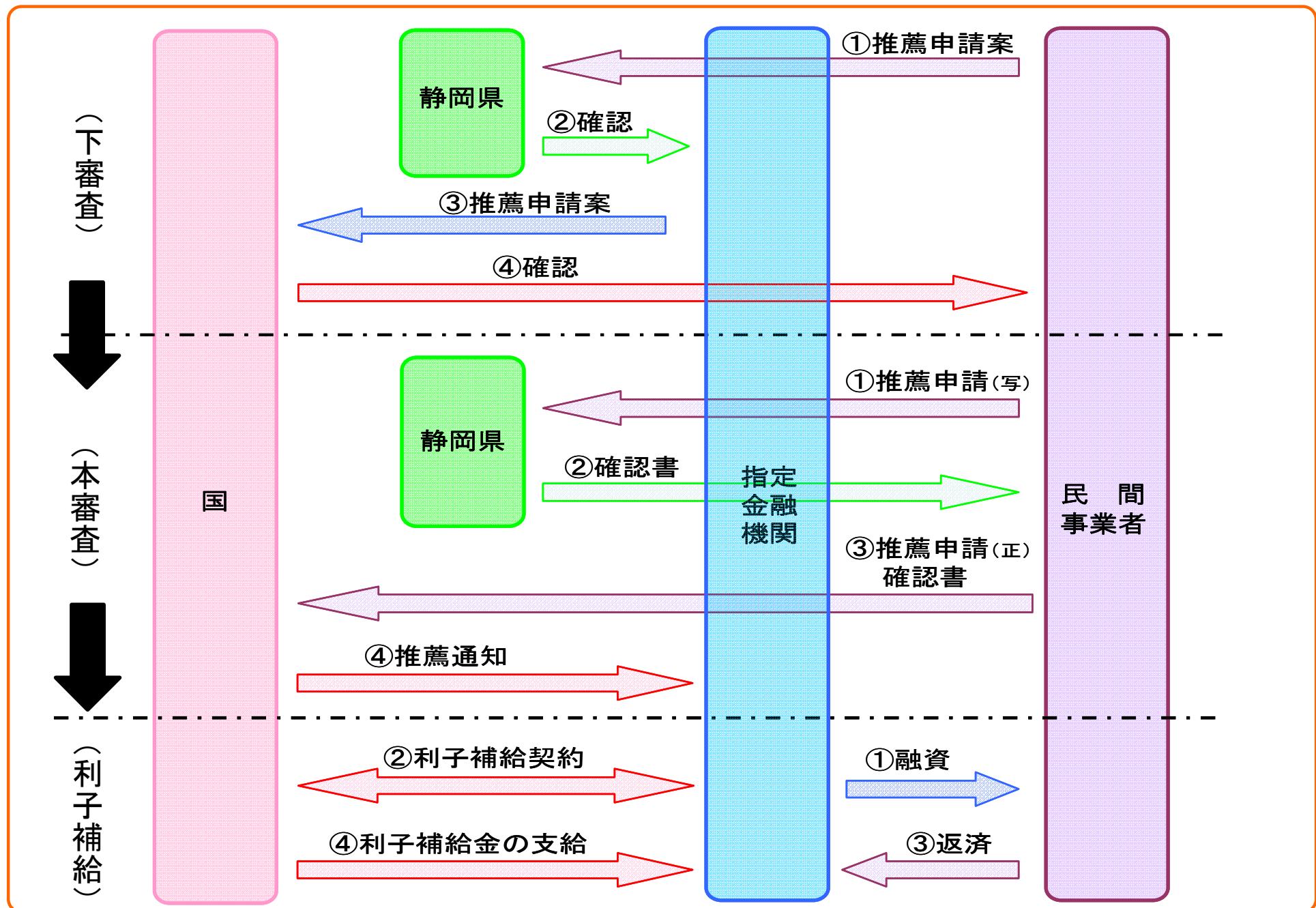
7. 国による他の利子補給制度及び利子補給制度に類する制度の併用の有無

⇒制度の併用がないため該当 **OK**



利子補給金の支給可能性のある事業として確認

# 利子補給金制度の手続き





案件がございましたら、お早めに  
静岡県又は内閣府まで御相談ください



【問い合わせ先】  
(利子補給金の事前確認や総合特区制度に関する相談)  
静岡県知事直轄組織政策推進局  
総合政策課(県庁) 電話054-221-2362

(利子補給金契約、融資スキーム等の相談)  
内閣府地方創生推進事務局  
利子補給金担当 電話03-5510-2473